

興行場許可申請の手引き

沖縄県保健医療部衛生薬務課

令和6年3月

目 次

| | |
|--------------------------------|-----|
| 1. 興行場とは | P1 |
| 2. 興行場営業許可申請について | P2 |
| 3. 興行場許可を受けた後の手続（変更、廃止、承継）について | P8 |
| 4. 設置場所及び構造設備の基準 | P10 |
| 5. 衛生に必要な措置の基準 | P14 |
| 6. その他 | P17 |

1. 興行場とは

【興行場の定義】

「興行場」とは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設をいいます。（興行場法第1条）

興行場には、映画館、劇場、音楽堂、野球場などのスポーツ観戦施設、サーカス、演芸場及び観せ物場等、様々な形態があります。

【興行場の例】

- ・映画館（移動映画館も含む） ・劇場 ・ライブハウス ・音楽堂
- ・スポーツ観戦施設（野球場、サッカースタジアム） ・競輪場 ・競馬場
- ・サーカス ・お化け屋敷 など

※各種展覧会、博覧会、公営の動物園、植物園、博物館、ボーリング場、カラオケボックス等は興行場法の適用外です。

また、水族館等の博物館相当施設に該当する場合も興行場法の適用外です。

【興行場の種類】

興行場には以下のものがあります。

- 常設の興行場：臨時又は仮設の興行場以外の興行施設。
- 臨時の興行場：既設の建物又は構造物等を使用し、期間を定めて興行を行う施設。
- 仮設の興行場：仮設の施設を使用し、期間を定めて興行を行う施設。

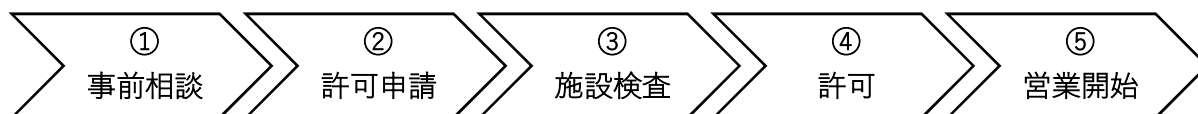
2. 興行場営業許可申請について

【手続きの流れ】

反復・継続[※]して観せ物を公衆に見せ、又は聞かせるための施設（興行場）を業として経営する際には、都道府県知事の許可（新規許可）を受ける必要があります。

※経営予定施設の興行場該当については、最寄りの保健所にご相談ください。

許可取得までの流れは以下のとおりです。



①事前相談

申請場所・構造設備等について、図面等をお持ちのうえ、必ず事前に保健所窓口（P3参照）でご相談ください。

事前に保健所に連絡して、担当者と来庁時間を相談してください。

②許可申請

許可申請に必要な書類（P5参照）を揃えて、保健所窓口にご提出ください。

事前に保健所に連絡して、担当者と来庁時間を相談してください。

○提出部数：1部

申請書の控えが必要である場合は2部。（1部に収受印を押印してお返しします。）

③施設検査

施設が構造設備基準（P10参照）に適合していることを確認するため、保健所職員による立入検査を行います。構造設備基準等を満たしていることが確認されるまでは、許可を得ることはできません。

④許可

立入検査の結果等を踏まえて審査を行い、基準に適合していれば許可証が交付されます。

⑤営業開始

営業にあたっては、衛生管理基準（P14参照）を遵守して下さい。

また、営業者又は興行場管理者は、場内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をする入場者に対して、その行為を制止する義務があります。（興行場法第4条第2項）

※次に該当する場合も**新規許可**を受ける必要があります。

①施設の大規模増改築（許可取得時と同一性を失う場合）

例）50%以上の内部改造、100%以上の増改築

②施設を移転する場合

など

【各保健所窓口一覧】

| 保健所名 | 連絡先・住所・受付時間 | 管轄市町村 |
|-----------------|---|---|
| 北部保健所 生活環境班 | 0980-52-2636 名護市大中2-13-1 8時半～12時、13時～16時 | 名護市、国頭村、大宜味村、東村、 今帰仁村、本部町、伊江村、 伊平屋村、伊是名村 |
| 中部保健所 生活衛生班 | 098-938-9787 沖縄市美原1-6-28 8時半～12時、13時～16時 | 宜野湾市、沖縄市、うるま市、 恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、 嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村 |
| 南部保健所 生活衛生班 | 098-889-6799 南風原町字宮平212 8時半～12時、13時～16時 | 浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、 西原町、与那原町、南風原町、 八重瀬町、渡嘉敷村、座間味村、 粟国村、渡名喜村、南大東村、 北大東村、久米島町 |
| 宮古保健所 生活環境班 | 0980-72-3501 宮古島市平良字東仲宗根476 8時半～12時、13時～16時 | 宮古島市、多良間村 |
| 八重山保健所 生活環境班 | 0980-82-3243 石垣市字真栄里438 9時～11時半、13時～16時半 | 石垣市、竹富町、与那国町 |

※那覇市については、那覇市保健所（098-853-7963）にご相談ください。

【申請手数料】

申請にあたっては、「沖縄県興行場の基準等に関する条例」に基づき、次の申請手数料が必要となります。銀行又は各保健所内証紙売捌き所等で申請手数料相当の沖縄県収入証紙を購入し、申請書に添付してください。

なお、申請手数料は、申請書を受理した後は、申請を取り下げすることになった場合や不許可処分となった場合でも返還できません。

| 許可申請の種類 | 申請手数料（円） |
|--------------|----------|
| 常設の興行場営業 | 22,000 円 |
| 臨時又は仮設の興行場営業 | 6,400 円 |

【他法令に基づく手続きについて】

営業を始めるにあたり、**興行場法以外にも関係法令を遵守する必要があります。**申請や届出が必要か事前に相談して下さい。

(関係法令の一例)

| | |
|-----------------------------------|--|
| (1) 建築基準法 建築確認等について | 管轄各土木事務所（建築主事のいる市の場合は当該市） の建築基準法担当又は民間の建築確認検査機関 |
| (2) 都市計画法 用途地域について | 管轄市町村・各土木事務所の都市計画担当 |
| (3) 消防法 消防検査、消防用設備の 設置等について | 管轄消防署 |
| (4) 食品衛生法 飲食の提供を行う場合 | 管轄保健所 |
| (5) 浄化槽法 浄化槽を設置する場合 | |

【許可申請に必要な書類】

許可申請にあたり、下記の書類が必要となります。

| 必要書類一覧 | チェック |
|---|--------------------------|
| (1) 興行場営業許可申請書（第1号様式） 各保健所窓口で配布しているほか、沖縄県衛生薬務課ホームページからダウンロードできます。 | <input type="checkbox"/> |
| (2) 興行場の周囲 100メートル以内の排水及び建物の状況を示す見取図 | <input type="checkbox"/> |
| (3) 興行場の配置図、各階平面図及び観覧席配置図 観覧場、便所、洗面所、調理場その他必要な施設を明示してください。 | <input type="checkbox"/> |
| (4) 電気設備及び電線配置図 | <input type="checkbox"/> |
| (5) 換気設備の構造概要（換気系統がわかること） | <input type="checkbox"/> |
| (6) 暖房又は冷房の設備がある場合はその構造概要（系統がわかること） | <input type="checkbox"/> |
| (7) 建築基準法に基づく「検査済証」の写し（仮設については許可通知書の写し） 検査済証の写しがない場合は、営業施設の所在地を管轄する各土木事務所（建築主事のある市の場合は当該市）に相談し、建築台帳記載証明書等の確認検査を受けたことを証する書類を取得してください。 | <input type="checkbox"/> |
| (8) 消防法令適合通知書 営業施設の所在地を管轄する消防署に相談し、検査を受けてください。 | <input type="checkbox"/> |
| (9) 申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書 | <input type="checkbox"/> |
| (10) 開設者が個人の場合の確認書類 運転免許証やマイナンバーカード等の身分証明書を提示してください。 | <input type="checkbox"/> |

【許可申請書記載例】

令和〇年〇月〇日

保健所長 殿

住所 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

申請者

氏名 沖縄 太郎

平成〇年〇月〇日生

換気設備の種類を記入。観覧室の規模に応じた機械換気設備を設ける必要があります。詳細はP10~11をご覧ください。

映画館、演劇場、スポーツ施設等の種類を記入。

法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

便器の数を記入。観覧室の床面積に応じた便器数を設ける必要があります。詳細はP12~13をご覧ください。

興行場営業許可申請書

興行場法第2条第1項の規定により、下記のとおり興行場の営業の許可を受けたいので申請します。

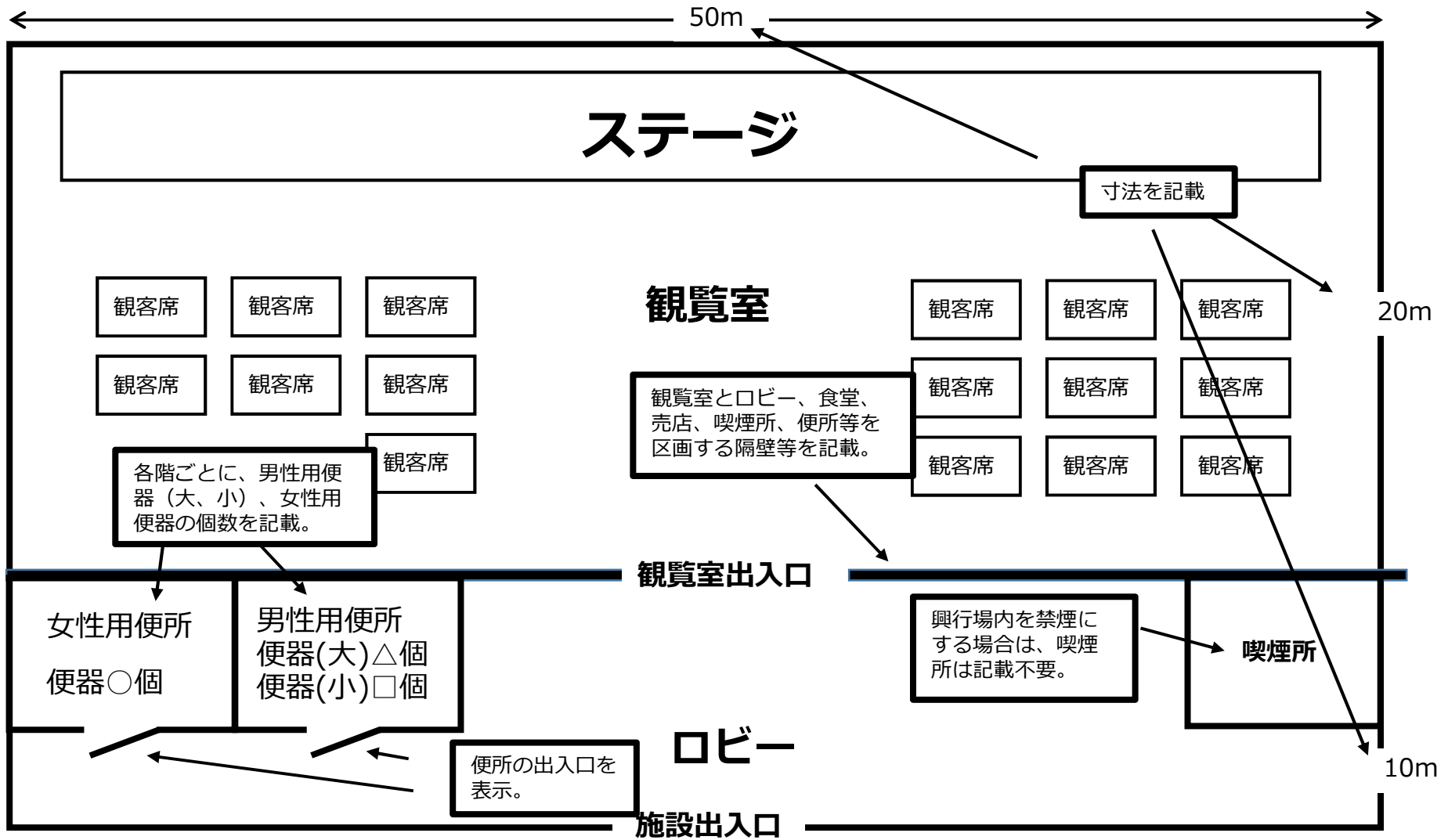
| | | | | | | | | |
|-----------|---------------------|---------------|------|------|-----------|---------|------|---|
| 興行場の名称 | 沖縄興行会館 | | | | 種別 | 演劇場(常設) | | |
| 興行場の所在地 | 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 | | | | | | | |
| 興行場の構造設備 | 観覧室の床面積 | 1階 | 500㎡ | 階 | ㎡ | 計 | 500㎡ | |
| | 喫煙所の床面積 | 1階 | 10㎡ | 階 | ㎡ | 計 | 10㎡ | |
| | 換気設備の種類 | 第1種換気設備 | | | | | | |
| | 入場者用便器の数 | 1階 | 男子用 | 大1小9 | 階 | 男子用 | 大 | 小 |
| | | | 女子用 | 10個 | | 女子用 | | 個 |
| 入場者の定員 | 1階 | 〇〇〇名 | 階 | 名 | 計 | 〇〇〇名 | | |
| 営業開始予定年月日 | 令和〇年〇月〇日 | | | | | | | |
| 営業期間 | 令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日 | | | | | | | |
| 衛生責任者 | 住所 | 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 | | | | | | |
| | 氏名 | 沖縄 花子 | | | 平成〇年〇月〇日生 | | | |
| 管理者 | 住所 | 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 | | | | | | |
| | 氏名 | 沖縄 太郎 | | | 平成〇年〇月〇日生 | | | |

添付書類

- 1 申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書
- 2 興行場営業許可申請書
- 3 興行場営業責任者を定める必要があり、その「住所」「氏名」「生年月日」を記入してください。
- 4 電気設備の構造概要
- 5 換気設備の構造概要
- 6 暖房又は冷房をする場合は、その構造概要

季節的な営業など、営業期間が決まっている場合は営業期間を明示

【平面図記載例】 ※構造設備基準に適合するように施設を設計してください。



3. 興行場許可を受けた後の手続（変更、廃止、承継）について

【変更届出】

許可申請書や承継届の記載事項（経営者の住所、法人の代表者、施設の名称、施設の構造など）を変更したときは、興行者営業許可申請・承継届書記載事項変更届（第7号様式）を作成のうえ、下記の必要書類を添付して保健所に1部提出してください。（申請書の控えが必要である場合は2部。（1部に収受印を押印してお返しします。））

| 変更内容 | 必要書類等 |
|---|--|
| 住所、氏名、法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名 | <p>【届出者が個人の場合】</p> <p>変更の内容が確認できる法的書類（住民票抄本など）</p> <p>※住民票を提出する際は、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付してください。</p> <p>【届出者が法人の場合】</p> <p>履歴事項全部証明書</p> |
| 興行場の名称や種別を変更したとき。 | |
| 興行場の構造設備を変更したとき。 | <p>・新旧平面図</p> <p>※既存施設の50%以上の内部改造、100%以上の増改築は、既存施設の廃止及び新施設の新規許可が必要となりますので、事前に保健所の担当者と相談してください。</p> |
| 入場者の定員を変更したとき | |
| 営業期間を変更したとき | |
| 衛生責任者を変更したとき | |
| 管理者を変更したとき | |

【停止・廃止の届出】

興行場営業の全部又は一部を停止し、又は廃止したときは、興行場営業停止・廃止届（第8号様式）を作成のうえ、下記の必要書類を添付して保健所に1部提出してください。（申請書の控えが必要である場合は2部。（1部に収受印を押印してお返しします。））

| 停止・廃止の別 | 必要書類 |
|--------------------------------|--|
| (1)停止の場合 ※停止期間を明確に記載してください。 | |
| (2)廃止の場合 | ・興行場営業許可証 ※許可証を紛失した場合は、紛失の理由書を作成してください。 |

【承継の届出】

事業の譲渡、個人の相続又は法人の合併・分割により、経営許可を受けた地位を承継したときは、承継届（相続用、合併用、分割用）を作成のうえ、下記の必要書類を添付して保健所に1部提出してください。（申請書の控えが必要である場合は2部。（1部に収受印を押印してお返しします。））

| 承継の種類 | 必要書類 |
|-------|--|
| 事業の譲渡 | (1) 興行場営業承継届書（譲渡用）（第3号様式の2） (2) 営業の譲渡が行われたことを証する書類 (3) 届出者が法人の場合にあつては、届出者の定款又は寄附行為の写し |
| 個人の相続 | (1) 興行場営業承継届書（相続用）（第4号様式） (2) 相続開始の事実の記載がある戸籍謄本又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付された法定相続情報一覧図の写し (3) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書（第5号様式） |
| 法人の合併 | (1) 興行場営業承継届書（合併用）（第6号様式） (2) 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書 |
| 法人の分割 | (1) 興行場営業承継届書（分割用）（第6号様式の2） (2) 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書 |

4. 設置場所及び構造設備の基準

【沖縄県興行場の基準等に関する条例 別表第1】

1 設置場所の基準

興行場（以下「施設」という。）は、排水が極めて悪い等入場者の衛生に支障をきたす場所には設置しないこと。ただし、その周囲が耐水性の材料による排水溝を設ける等排水及び清掃が容易に行え、かつ、施設の床面が、コンクリートその他の不浸透性材料で覆われ、又は床が地盤面から 50 cm 以上の高さにある等防湿上有効な措置が講じられている場所にあつては、この限りではない。

2 観覧室（施設のうち、興行を見せ、又は聞かせるため入場者が利用する場所をいう。以下同じ。）の構造設備の基準

- (1) 舞台等の興行に直接関係する場所を除き、食堂、ロビー、便所、売店等とは隔壁等により区画すること。
- (2) 入場者が、容易に移動、着席及び出入りできる構造であること。
- (3) 入場者の衛生及び観覧に支障が生じないよう清掃及び消毒が容易にできる構造であること。

3 喫煙所の構造設備の基準

- (1) 各階ごとに少なくとも 1 箇所以上設けること。ただし、興行場内での喫煙を禁止し、その旨を入場者の見やすい箇所に表示する場合は、喫煙所を設けることを要しない。
- (2) 床面積の合計は、観覧室床面積の合計の 30 分の 1 以上とすること。
- (3) たばこの煙が観覧室に流入しない構造であること。

4 空気環境に係る構造設備の基準

- (1) 施設には、内部の衛生的空気環境を確保するため、適正な機械換気設備又は空気調和設備を設けること
- (2) 機械換気設備は、次の 3 種とすること。
 - ア 第 1 種換気設備 給気用送風機と排気用送風機との併用によるもの
 - イ 第 2 種換気設備 給気用送風機と自然排気口との組合せによるもの

ウ 第3種換気設備 自然給気口と排気用送風機との組合せによるもの

(3) 観覧室には、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める観覧専用専用の機械換気設備を設けること。

ア 観覧室の床面積が 400 m²を超えるもの又は地下に観覧室があるもの

第1種換気設備

イ 地上に施設がある場合、観覧室の床面積が 150 m²を超え、400 m²以下のもの

第1種換気設備又は第2種換気設備

ウ 地上に設備がある場合、観覧室の床面積が 150 m²以下のもの

第1種換気設備、第2種換気設備又は第3種換気設備

| 設備の種類 観覧室の 条件 | 第一種換気設備 (給気用送風機と排気用送 風機との併用によるもの) | 第二種換気設備 (給気用送風機と自然排気 口との組合せによるもの) | 第三種換気設備 (自然給気口と排気用送風 機との組合せによるもの) |
|---|---|---|---|
| 観覧室が地下に ある興行場 | ○ | 不可 | 不可 |
| 観覧室が地上にある興行場 (観覧室の床面積の合計 (a)) | | | |
| 400 m ² < a | ○ | 不可 | 不可 |
| 150 m ² < a ≤ 400 m ² | ○ | ○ | 不可 |
| a ≤ 150 m ² | ○ | ○ | ○ |

(4) 観覧室の機械換気設備は、観覧室の床面積 1 m²当たり毎時 75m³以上の換気能力を有し、清浄な外気を常に給気又は排気できる機能があること。

5 照明設備の基準

(1) 観覧室、ロビー、休憩室、階段、出入口、便所その他入場者が利用する場所には、常に床面から 80 cmの高さにおいて 100 ルクス以上の照度機能を有する照明設備及び停電その他の場合に備えた補助照明設備を設けること。

(2) 観覧席 (いす席、座席及び立見席をいう。) には、映写中又は演技中であっても客席の床面において 0.2 ルクス以上の照度機能を有する照明設備を設けること。

6 便所の構造設備の基準

- (1) 便所は、観覧室、ロビー及び食堂等の入場者が利用する場所に設置すること。ただし、他の用途を主とする建築物の一隅に設置された小規模施設等であって、当該施設に近接して入場者の需要を満たすことができる適当な規模を有する便所が利用できる場合は、この限りでない。
- (2) 少なくとも男性用大便所及び女性用便所を1箇所以上設けること。
- (3) 観覧室が複数階に及ぶ場合にあっては、各階ごとに男性用及び女性用に区画して設け、入場者にその旨が明らかにわかるように表示すること。ただし、上下階から等距離にある中間階に設置する等、入場者の利便を損なわないと認められる場合は、各階ごとに設置しなくてもよいこと。
- (4) 出入口は、直接観覧室に開口しない構造であること。ただし、水洗便所であって衛生上支障がない場合は、この限りでない。
- (5) 床面及び内壁（腰張りを含む床面から1 m以上の所まで）は、不浸透性の材料を用いて築造され、清掃が容易に行える構造であること。
- (6) 便器は、陶磁器製又は不浸透性の材料で造られているものを使用すること。
- (7) 各階における便所（（3）ただし書で認められる場合を含む。）の便器の数は、次のアからウまでによること。
- ア 男性用便器と女性用便器は、原則として同数であること。ただし、施設の種類、規模又は用途により男性用又は女性用の便器数の比率を適宜変えることができる。
- イ 男性用大便器は、少なくとも小便器5個以内ごとに1個を設けること。ただし、座便式便器等小便器と兼用できる便器の場合は、その比率を適宜変えることができる。
- ウ 男性用便器及び女性用便器の合計は、原則として各階の観覧室の床面積に応じ、次の表の左欄に掲げる床面積の区分に対応する右欄の便器数であること。ただし、（3）ただし書で認められる場合の床面積は、主として当該便所を利用する入場者に対応する階の観覧室の床面積の合計とすること。

| 観覧室の床面積 | 床面積別の最小便器数 |
|--|--|
| 300 m ² 以下 | 25 m ² ごとに1個 |
| 300 m ² を超え 600 m ² 以下 | 12 個 + (床面積 - 300 m ²) につき 35 m ² ごとに1個 |
| 600 m ² を超え 900 m ² 以下 | 20 個 + (床面積 - 600 m ²) につき 45 m ² ごとに1個 |
| 900 m ² を超えるとき | 26 個 + (床面積 - 900 m ²) につき 60 m ² ごとに1個 |

【便器数の算定例】

例 1) 観覧室の床面積が 200 m²の場合

$$200 \div 25 = 8 \text{ 個}$$

(内訳 女子 4 個 男子 大 1 個 小 3 個)

例 2) 観覧室の床面積が 1,400 m²の場合

$$26 + (1,400 - 900) \div 60 = 35 \text{ 個 (小数点以下切り上げ)}$$

(内訳 女子 18 個 男子 大 3 個 小 14 個)

例 3) 観覧室の床面積が 1 階 700 m²、2 階 450 m²の場合

$$1 \text{ 階 } 20 + (700 - 600) \div 45 = 23 \text{ 個 (小数点以下切り上げ)}$$

(内訳 女子 12 個 男子 大 2 個 小 9 個)

$$2 \text{ 階 } 12 + (450 - 300) \div 35 = 17 \text{ 個 (小数点以下切り上げ)}$$

(内訳 女子 9 個 男子 大 2 個 小 6 個)

※表による算出便器数はあくまでも必要最小限の数ですので、実際には、休憩時間中に利用者が集中しても待ち時間が長くないように設定してください。

(8) 便所は、窓又は換気設備を設けた水洗式便所とすること。ただし、当該施設が公共下水道処理区域以外の地域にあって、浄化槽放流水の排水先がない場合又は放流水を排水することにより排水先に衛生上支障を生ずる場合に限り改良便槽とすることができる。

(9) 適当な数の清浄な水を供給できる流水式手洗い設備を設けること。

5. 衛生に必要な措置の基準

【沖縄県興行場の基準等に関する条例 別表第2】

1 施設等全般の管理の基準

- (1) 施設設備は、必要に応じ補修を行い、毎日清掃し、衛生上支障のないようにすること。
- (2) 施設におけるそ族、昆虫を駆除するため定期的に巡回点検及び駆除作業を実施し、その実施記録を2年以上保存すること。
- (3) 入場者が利用する場所は、定期的に消毒を行い、その実施記録を2年以上保存すること。
- (4) 壁及び天井は、常に清潔に保つこと。
- (5) 設備及び器具は、定期的に保守点検を行い、常に適正に使用できるよう整備し、その実施記録を2年以上保存すること。
- (6) 食堂、売店又は食品販売設備は、常に清潔で衛生的に保つこと。
- (7) 施設内の温度計及び湿度計は、入場者が常に容易に見えるよう適正に管理すること。
- (8) 清掃用具その他の用具は、専用の場所に保管し、当該場所は適正に清掃を行い、常に衛生的に保つこと。
- (9) 入場者の用に供する座布団等は、常に清潔で衛生的に保つこと。
- (10) 施設内の適当な場所に相当数のごみ箱を置き、廃棄物、汚液、汚臭等が飛散流出しないように管理するとともに、ごみその他廃棄物を適切に搬出し、施設内に放置しないこと。
- (11) 施設の周囲は、必要に応じ補修を行い、衛生上支障のないようにすること。

2 空気環境の基準

- (1) 施設における空気環境の基準は、次のとおりとすること。

- ア 炭酸ガス濃度は、1,500ppm 以下であること。
- イ 観覧室にあっては、浮遊粉じん量は、1 m³あたり 0.2 mg以下であること。
- ウ 空中落下細菌（生菌）数（5分間開放の平盤培養法による。）は、30 個以 内で
あること。

(2) 空気調和設備による空気環境の基準は、(1)に規定するもののほか、次のとおりと
すること。

- ア 温度は、17℃以上 28℃以下の範囲に保つものとし、冷房する場合、外気と の温
度差を7℃以内とすること。
- イ 相対湿度は、40%以上 80%以下を保つこと。
- ウ 気流は、毎秒 0.5m以下であること。

3 興行時間の制限

屋内の施設の場合、環境を保健上良好な状態に保持するため、1回の興行を2時間30
分以上連続して行うときは、おおむね2時間30分を超えない時間ごとに約10分間以上
の休憩時間を設け、換気を十分に行うこと。ただし、衛生上支障がない場合は、この限り
ではない。

4 衛生管理の措置状況の表示

営業者は、1の(2)及び(3)に規定する衛生管理の措置状況について、その方法及
び実施年月日を施設内の入場者の容易に見える場所に掲示すること。

5 禁煙の表示等

- (1) 喫煙所以外の場所での喫煙を禁止すること。
- (2) 喫煙所以外の場所で喫煙している者に対し、それを制止し、適切に案内すること。
- (3) 禁煙及び喫煙所である旨の表示を場内の適当な場所に掲示し、常に容易に見えるよう
適正に管理すること。

6 従業者の衛生管理

- (1) 衣服は、常に清潔に保つこと。
- (2) 伝染のおそれのある疾病にかかっている者又はその疑いがある者は、業務に従事しな
いこと。ただし、医師の診断により衛生上支障がない場合は、この限りではない。

- (3) 営業者は、施設又は部門ごとに、当該施設又は部門ごとの従業者から公衆衛生に関する責任者（以下「衛生責任者」という。）を定めておくこと。
- (4) 衛生責任者は、営業者の指示に従い、従業者の衛生管理に当たること。
- (5) 営業者及び衛生責任者は、施設の管理が衛生的に行われるよう従業者の衛生教育に努めること。

5. その他

興行場の法令や条文等については下記の厚生労働省のホームページをご参照ください。また、届出様式等は沖縄県衛生薬務課ホームページからダウンロードできます。

【厚生労働省ホームページ】

興行場のページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123847.html>



【沖縄県衛生薬務課ホームページ】

興行場に関する事

https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/seikatsueisei/seiei_suido/seiei_kogyojo.html

